

第41期

定時株主総会 招集ご通知

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件



日時

2025年6月27日(金)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



場所

東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎
イーストタワー 9階 当社会議室



郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2025年6月26日(木) 午後5時30分まで

COMTURE 40
LEAD THE FUTURE
ANNIVERSARY

コムチュア 株式会社
COMTURE CORPORATION

証券コード:3844

株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を2025年6月27日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当社は2025年1月に創立40周年を迎えました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様のためご支援とご理解の賜物と、心より感謝申し上げます。

企業の積極的な投資や生成AIの急速な普及によりデジタル市場の成長はさらに加速しており、当社グループのビジネス機会を広げております。今後も変化の激しい市場環境の中で一層の努力を重ね株主の皆様の期待に応えるよう社員一丸となり尽力してまいります。今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月
コムチュア株式会社
代表取締役 社長執行役員
澤田 千尋

2032年3月期売上高1,000億円企業に挑戦

会社の標語

お客様には“感動”を
社員には“夢”を

お客様のデジタル化と課題解決を通じた
高付加価値サービスの提供

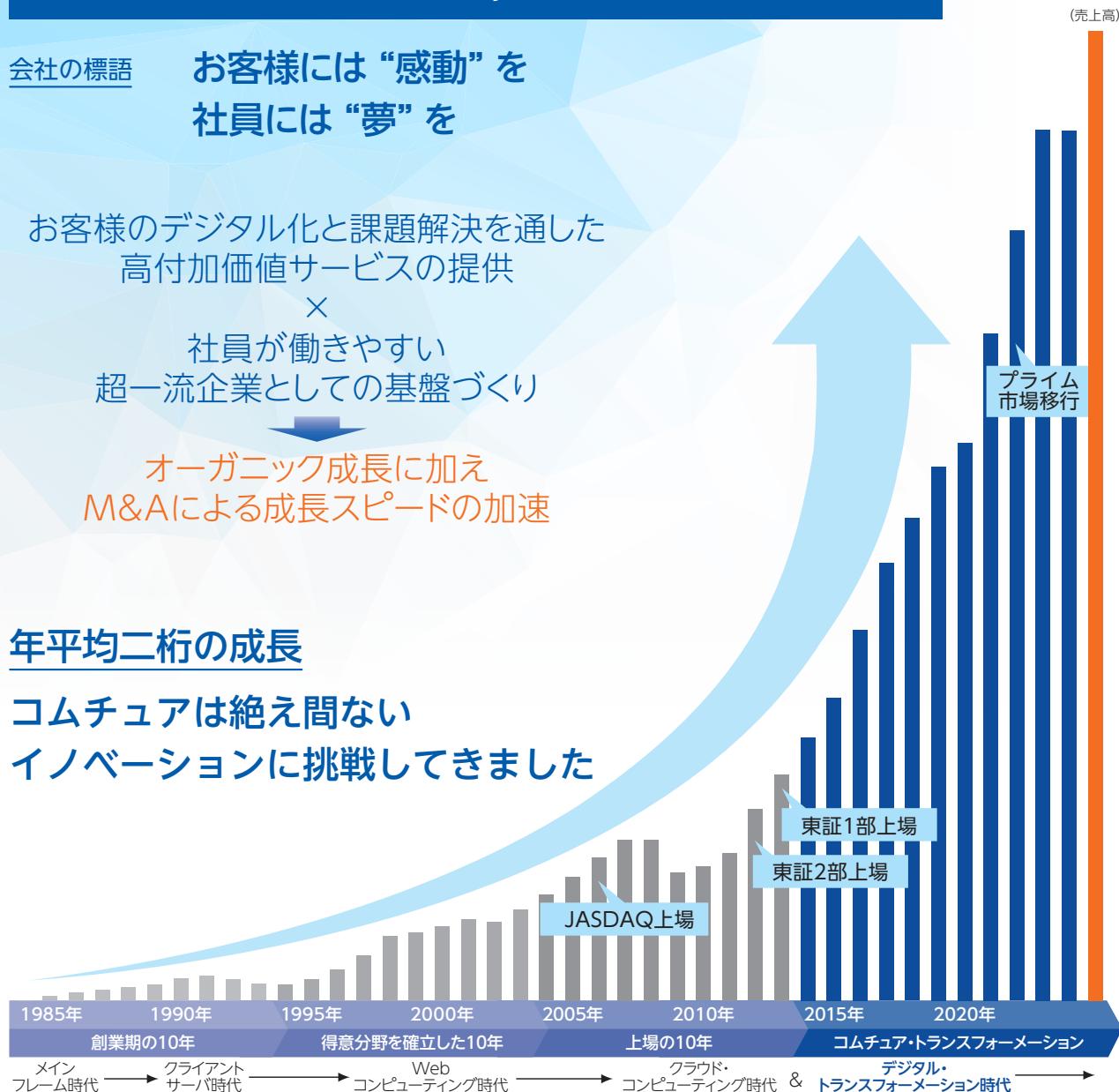
×

社員が働きやすい
超一流企業としての基盤づくり

オーガニック成長に加え
M&Aによる成長スピードの加速

年平均二桁の成長

コムチュアは絶え間ない
イノベーションに挑戦してきました



証券コード 3844
2025年6月12日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番2号
コムチュア株式会社
代表取締役
社長執行役員 **澤田 千尋**

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第41期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.comture.com/ir/irlibrary/shareholdersmeeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、当社名または証券コード（3844）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また事前の書面またはインターネットによる議決権行使のご活用もよろしくようお願い申し上げます。事前の議決権行使については、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー 9階 当社会議室
※会場が昨年と異なります。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第41期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、株主の皆様へ提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第12条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.comture.com/ir/irlibrary/shareholdersmeeting/>) に掲載しておりますので記載しておりません。
 - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
 - ・ 会社の体制および方針
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表
- 従いまして、当該書面は監査等委員会が監査報告を、会計監査人が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類、計算書類、事業報告の一部であります。

議決権行使のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下3つの方法がございます。

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時開催

株主総会にご出席されない場合

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。



詳細は次ページをご覧ください。

議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第2号議案

賛成の場合「賛」の欄に○印
反対の場合「否」の欄に○印

第3号議案・第4号議案

全員賛成の場合「賛」の欄に○印
全員反対の場合「否」の欄に○印
一部の候補者に反対の場合
「賛」の欄に○印をし、反対する
候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要となる、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

よくあるご質問

- Q. 議決権行使書用紙を送らなければ、賛成になりますか？
A. 賛成になりません。賛否をご記入（○印）のうえご投函願います。
- Q. 郵送とインターネット等の両方で議決権を行使した場合どちらが優先されますか？
A. 議決権行使書用紙の郵送とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- Q. インターネット等により、複数回議決権を行使した場合どちらが優先されますか？
A. 最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って
行使完了です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

次画面へ

「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード または仮パスワード (半角)

ログイン

「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使書
コムチュア株式会社 御中
株主総会日 議決権の数 株

| 議案 | 賛否に対する賛否 | 株 |
|-----|----------|---|
| 第1号 | 賛 否 | 株 |
| 第2号 | 賛 否 | 株 |
| 第3号 | 賛 否 | 株 |

議決権の数 1単位ごとに1票となります。

お 願 い
1. 当は株主様のご所有の議決権、議決権行使書用紙を複数枚お持ちください。
2. 当は「お名前」欄に「お名前」を記載してください。
3. 当は「お名前」欄に「お名前」を記載してください。
4. 当は「お名前」欄に「お名前」を記載してください。
5. 当は「お名前」欄に「お名前」を記載してください。

ログインID 5432-9876-2358-NPS
パスワード 123456

コムチュア株式会社

議決権行使書副票（右側）

「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

！ ご注意事項

- 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

■ システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 9:00～21:00

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、継続的な健全成長を基調とした企業価値の増大を目指しており、利益配分について、当事業年度の業績の状況をベースに内部留保の充実と配当性向等のバランスを図りながら、株主の皆様に対して積極的に利益還元を行ってまいりたいと考えております。

また、内部留保について、財務体質の強化とともに事業拡大のための有効投資をしてまいりたいと考えております。

このような方針のもと、当事業年度の業績ならびに今後の経営環境を勘案し、次のとおり剰余金の配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭といたします

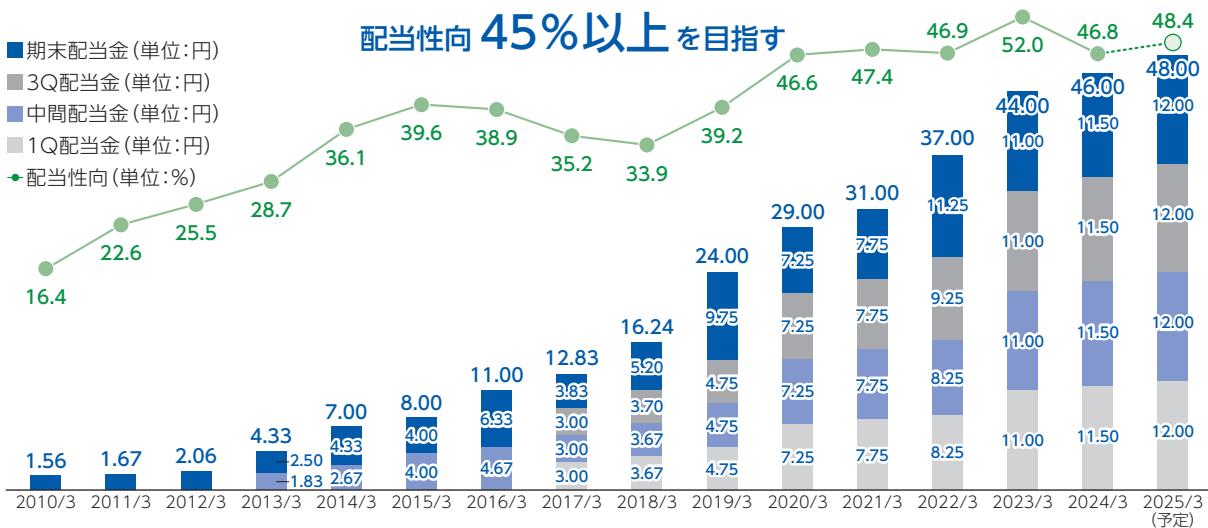
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき **12円00銭**
 総額 **382,665,624円**

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

【ご参考】株主還元方針



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は従来、健全で効率的な会社運営を目指し、経営体制の充実に努めてまいりました。かかる状況下、環境変化に応じた持続的な成長をより加速させるため、ガバナンスと執行機能の更なる深化を図るべく、次の通り当社定款の変更をおこなうものです。

(1) 社長、役付を含めた執行役員の選出に関する定款変更

当社は2023年6月に意思決定の迅速化と業務執行における責任の明確化を目的として委任型執行役員制度へ移行いたしました。そうした中、社長を執行役員から選出することを明文化すると共に、役付を含めた執行役員の選定について定めるものです。(変更案第20条)

(2) 監査等委員会の運営に関する定款変更

- ① 監査等委員会の運営の柔軟性や機動性を高めるための変更をおこなうものです。(変更案第31条)
- ② 第23条（取締役会の決議の方法）の記載と平仄を合わせ、法令に準拠した正確な表現とする為の形式的な変更です。(変更案第33条)

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部が変更箇所であります。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------|---------------------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条 ～ 第4条 (記載省略) | 第1条 ～ 第4条 (現行どおり) |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| 第5条 ～ 第9条 (記載省略) | 第5条 ～ 第9条 (現行どおり) |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第10条 ～ 第15条 (記載省略) | 第10条 ～ 第15条 (現行どおり) |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会 |
| 第16条 ～ 第19条 (記載省略) | 第16条 ～ 第19条 (現行どおり) |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から社長1名を選定し、また必要に応じ、会長1名および副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</u></p> | <p>(代表取締役および執行役員等)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p> |
| <p>第21条 ～ 第29条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第30条 (記載省略)</p> | <p>第21条 ～ 第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> |
| <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p>第32条 (記載省略)</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> | <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> |
| <p>第34条 ～ 第35条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条 ～ 第39条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条 ～ 第42条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 ～ 第2条 (記載省略)</p> | <p>第34条 ～ 第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条 ～ 第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条 ～ 第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 ～ 第2条 (現行どおり)</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名（年齢） | 現在の地位および担当 | 取締役会 出席状況 | 監査等委員会 出席状況 |
|-----------|-------------------------------------|--------------|-------------------|-------------------|
| 1 | 再任 さわ だ ち ひろ 澤田 千尋 (満63歳) | 代表取締役 社長執行役員 | 18回中18回 (100%) | — |
| 2 | 新任 たる たに こう じ 樽谷 宏志 (満63歳) | 取締役（監査等委員） | 18回中18回 (100%) | 12回中12回 (100%) |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2025年9月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告〔「4 会社役員に関する事項」を参照〕に記載のとおりであります。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。
3. 本定時株主総会終了の時をもって、取締役の野間治氏、社外取締役の土地順子氏は任期満了に伴い、退任いたします。なお、野間治氏は2025年3月31日をもって代表取締役を辞任しております。
4. 各候補者の所有する当社の株式数は、役員持株会で所有する持分株数を含めております。



■生年月日

1961年10月14日（満63歳）

■取締役会への出席状況

18回中18回（100%）

■所有する当社の株式数

27,224株

候補者番号

1 さわだ ちひろ
澤田 千尋

再任

略歴、当社における地位および担当

- 1986年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社
- 2004年1月 同社ロータス事業部長
- 2009年4月 日本電気株式会社中央研究所支配人
- 2013年4月 同社理事兼事業イノベーション戦略本部長
- 2014年4月 当社入社 常務執行役員事業統括本部長
コムチュアマーケティング株式会社代表取締役社長
- 2014年6月 当社常務取締役事業統括本部長
- 2017年7月 当社常務取締役事業統括
- 2018年6月 当社専務取締役事業統括
- 2019年4月 当社代表取締役社長
- 2023年6月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

コムチュアネットワーク株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

2014年に当社常務取締役に就任、2019年4月より代表取締役社長として、事業全般を統括しております。同氏の業界全般に対する高い知見は、重要な業務遂行の決定に十分な役割を果たしており、当社の持続的な成長のために貢献していただけると判断し選任しております。



■生年月日

1962年5月13日（満63歳）

■取締役会への出席状況

18回中18回（100%）

■監査等委員会への出席状況

12回中12回（100%）

■所有する当社の株式数

0株

候補者番号

2

た る た に こ う し
樽谷 宏志

新任

略歴、当社における地位および担当

1986年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行

2012年12月 同社法人リスク統括部長兼コンプライアンス統括部部长
(特命担当)

2014年5月 同社監査部与信監査室長

2016年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ監査部部长(特
命担当)兼株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ
銀行)監査部与信監査室長

2016年9月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ法務部長兼株
式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)法務部
長

2019年6月 千代田化工建設株式会社代表取締役専務執行役員CFO

2019年7月 同社代表取締役専務執行役員CFO兼財務本部長

2022年4月 同社代表取締役専務執行役員CFO兼CCO兼財務本部、総
務本部管掌兼財務本部長

2023年4月 同社取締役顧問

2023年6月 当社社外取締役(常勤監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

2023年に当社の社外取締役として、財務やリスクマネジメントなどの企業経営に関する幅広い知見と豊かな経験を活かし、客観的な立場から適切な助言・提言をいただき、当社の企業価値向上に大きく貢献していただきました。今後は当社の更なる成長に向けて、経営に直接参画いただき、その豊富な知見と経験を活かして、より一層の経営強化に貢献していただけると判断し選任しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役都築正行氏は辞任による退任、樽谷宏志氏、木村尚子氏は任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | | 氏名 (年齢) | 現在の地位 および担当 | 取締役会 出席状況 | 監査等委員会 出席状況 |
|-------|----|---------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 1 | 再任 | 木村 尚子 (満64歳) | 取締役 (監査等委員) | 18回中18回 (100%) | 12回中12回 (100%) |
| | | | 社外取締役 独立役員 | | |
| 2 | 新任 | 池垣 真里 (満61歳) | | — | — |
| | | | 社外取締役 独立役員 | | |
| 3 | 新任 | 志水 三輪子 (満56歳) | | — | — |
| | | | 社外取締役 独立役員 | | |

- (注) 1. 各候補者は、監査等委員である社外取締役候補者であり、特別の利害関係はありません。
2. 当社は木村尚子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。木村氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、池垣真里氏、志水三輪子氏の選任が承認された場合、各氏につきましても独立役員となる予定であります。
3. 本議案が承認可決された場合には、当社は木村尚子氏との間で、損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を継続するとともに、新たに池垣真里、志水三輪子の各氏との間でも同様の責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2025年9月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告〔「4 会社役員に関する事項」を参照〕に記載のとおりであります。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 志水三輪子氏の戸籍上の氏名は、飯田三輪子であります。



候補者番号

1 きむら なおこ
木村 尚子

再任

社外取締役

独立役員

略歴

- 1983年 4月 東京都庁入庁
- 1989年12月 青山監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所
- 1993年 8月 公認会計士登録
- 1997年 1月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2007年 7月 同監査法人パートナー
- 2022年10月 木村公認会計士事務所 開設（現任）
- 2023年 2月 日本ファイルコン株式会社社外監査役
- 2023年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2023年 8月 監査法人Growth 設立 同パートナー（現任）
- 2024年 2月 日本ファイルコン株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

- 木村公認会計士事務所 所長
- 日本ファイルコン株式会社 社外取締役（監査等委員）
- 監査法人Growth パートナー

■ 生年月日

1960年10月31日（満64歳）

■ 取締役会への出席状況

18回中18回（100%）

■ 監査等委員会への出席状況

12回中12回（100%）

■ 所有する当社の株式数

0株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士として上場会社や上場準備会社の会計監査業務に幅広く携わってきた豊富な経験と高い知見に基づき、客観的かつ公正な視点から、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般における助言を期待しており、当社の企業価値向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、本定時株主総会の終結の時をもって、同氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、2年となります。



候補者番号

2

いけ がき まり
池垣 真里

新任

社外取締役

独立役員

■生年月日

1964年2月2日（満61歳）

■取締役会への出席状況

—

■監査等委員会への出席状況

—

■所有する当社の株式数

0株

略歴

- 1987年4月 モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド東京支店(現 モルガン・スタンレー・グループ株式会社) 入社
- 2008年12月 モルガン・スタンレー・ビジネス・グループ株式会社取締役
- 2009年1月 モルガン・スタンレー証券株式会社人事部長
- 2010年4月 モルガン・スタンレー・グループ株式会社取締役人事部長
モルガン・スタンレー・ビジネス・グループ株式会社代表取締役
- 2013年11月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社社外取締役
- 2025年6月 学校法人フェリス女学院理事（就任予定）
稲畑産業株式会社社外取締役（就任予定）

重要な兼職の状況

学校法人フェリス女学院 理事（2025年6月12日就任予定）

稲畑産業株式会社 社外取締役（2025年6月17日就任予定）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

豊富なビジネス経験と経営経験を通じて培った人事、コンプライアンス、企業文化醸成などの高い知見に基づき、客観的かつ公正な視点から、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般における助言を期待しており、当社の企業価値向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。



候補者番号

3

し み ず み わ こ
志水 三輪子

新任

社外取締役

独立役員

略歴

- 1996年4月 弁護士登録(東京弁護士会)
千賀総合法律事務所(現 虎ノ門法律経済事務所) 入所
- 2008年11月 志水三輪子法律事務所 開設
- 2010年5月 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会 幹事
- 2018年4月 東京地方裁判所民事調停委員 (現任)
- 2019年1月 東京都土地収用事業認定審議会委員 (現任)
- 2023年4月 五十嵐・渡辺・江坂法律事務所 入所 (現任)

重要な兼職の状況

五十嵐・渡辺・江坂法律事務所 パートナー弁護士

■生年月日

1968年7月1日 (満56歳)

■取締役会への出席状況

—

■監査等委員会への出席状況

—

■所有する当社の株式数

0株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士として企業法務に幅広く携わってきた豊富な経験と高い知見に基づき、客観的かつ公正な視点から、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般における助言を期待しており、当社の企業価値向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

取締役候補者のスキルマトリックス

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役会の構成および各取締役が有している能力は以下のとおりとなります。

| | 氏名 | | 各取締役候補者の知識・経験等 | | | | | | | |
|-------------|----|-----|----------------|------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------|--------------|-----|
| | | | 企業経営 | IT デジタル | 営業 マーケティング | 財務 会計 M&A | 法務 リスクマネジメント | ガバナンス 内部統制 | 人材 マネジメント | 国際性 |
| 取締役 | 澤田 | 千尋 | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● |
| | 樽谷 | 宏志 | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| 監査等委員である取締役 | 原田 | 豊 | ● | ● | ● | | ● | ● | | |
| | 木村 | 尚子 | | | | ● | ● | ● | | |
| | 池垣 | 真里 | ● | | | | ● | ● | ● | ● |
| | 志水 | 三輪子 | | | | | ● | ● | | |

(注) チェックされている項目は、各取締役の全ての知識や経験を表すものではありません。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

企業経営において、デジタル技術を駆使した戦略的な業務改革が重要視されており、デジタル領域への投資がますます増加しています。従来のシステムインテグレーションに加え、生成AIやローコードツールを活用したシステム開発の内製化支援やシステム運用業務のアウトソーシングなど、お客様のニーズは多様化し、拡大しています。

当社グループはこの潮流を長期的な成長機会と捉え、お客様のデジタル化を支援するだけでなく、当社自身の変革を目指す「コムチュア・トランスフォーメーション (CX)」を推進しています。2032年3月期に売上高1,000億円を目指すための戦略として、グローバルベンダー各社との連携強化を軸に、当社独自のテンプレートやソリューションを付加価値として組み合わせ提供し、お客様のビジネスモデル変革の担い手として事業活動を進めています。

そのために、「コンサルティング本部」を「コンサルティング事業部」としてさらに強化し、提案力の向上とビジネス機会の創出に注力しています。これにより、既存のお客様向けのクロスセル提案に加え、新規のお客様の開拓活動を進めています。

市場環境が好調な一方で、エンジニアの確保が最優先課題です。中でも社員の待遇の向上は重要な課題の一つであり、前連結会計年度は平均8.1%、当連結会計年度も平均5.0%の昇給を実施しました。また、社員のエンゲージメント向上のため、人事制度の改定にも取り組みました。スペシャリスト向けのキャリアパスの新設、研修体系全体の拡充、貢献度やスキルに応じた報酬体系の導入などを通して、社員が自己成長を具体的に感じられる環境を整備しました。さらに、社員の健康と働きやすい職場環境の実現に向けた取組みを推進し、「健康経営優良法人認定制度」において「健康経営優良法人2025 (大規模法人部門)」の認定を取得しました。これらの取組みの結果、エンゲージメントサーベイの「研修制度の充実度」のスコアが前期比で大きく向上し、退職率は5.5%と前期比で3.1ポイントの大幅な改善となりました。

人材採用面では、2024年4月に196名、2025年4月に192名の新卒社員を迎え入れ、2026年4月入社予定の新卒社員も最大200名の計画で採用を進めています。また、キャリア採用もエージェントとの連携やリファラル採用の取組みにより前期比で大きく増加しています。

さらに、エンジニアの価値向上のための人材育成にも注力しています。新卒社員に対しては4月から6月の3か月間を育成期間として集中的な研修を実施しています。また、前連結会計年度に引き続き、既存社員のマルチスキル化やスキルチェンジのためのリスキリングにも取り組んでいます。これらの研修には、グループ会社のIT研修会社であるエディフィストレーニング社のプログラムを活用し、全社的な人材育成を推進しています。さらに、協力会社との戦略的な強化、特に主要な協力会社のコアパートナー化を進めることで、即戦力となるエンジニアの優先的な提供体制を構築しています。

エンジニアの確保に加え、新しい事業領域への取り組みも進めています。生成AIはその一つです。日本マイクロソフト社と連携し、同社の生成AIであるMicrosoft Copilotの研修サービスを展開しており、当連結会計年度には約6,000名の方を集客しました。研修では、企業の意識改革や活用方法の学習を支援し、その後、SEによる業務への生成AIの組み込みと定着化をサポートしています。また、グループ全体でも生成AIを活用し業務改善を進めており、そのノウハウを導入支援や研修サービスを通じてお客様に提供しています。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は以下のとおりとなりました。



売上高は、デジタル関連ビジネスへの更なるシフト、プラットフォームやツールベンダー各社との連携の強化による営業活動の推進、金融関連の需要の増加に加え、キャリア採用の回復や退職率の改善、協力会社のエンジニアリソース増加などにより、前期比で6.3%の増収となりました。

売上総利益は、昇給や社員数の増加に伴う労務費の増加に加え、育成強化による新卒社員の研修コストも発生しましたが、成長領域へのシフトやサービス品質・生産性の向上などによる一人当たり売上高の伸長に加え、協力会社の稼働人数の増加もあり、前期比で4.9%の増益となりました。

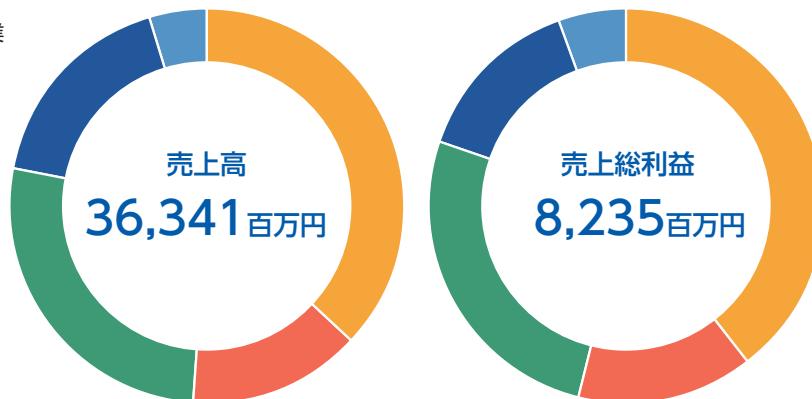
営業利益は、グループの事業連携強化のためのオフィス集約に伴うコスト増加や、社員エンゲージメント向上のための全社イベントの開催費用、育成のための研修費用など人的資本投資が増加したことで、前期比で0.7%の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比で0.8%の増益となりました。

企業経営の健全性の指標である自己資本比率は72.1%となり、健全性の高い経営を実践しております。

事業区分別業績

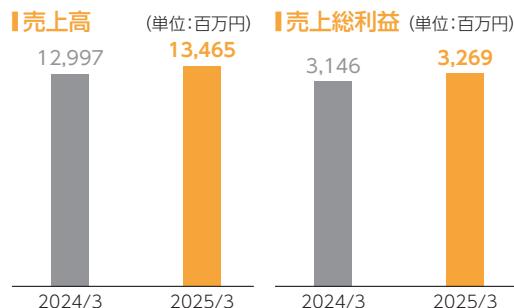
- クラウドソリューション事業
- デジタルソリューション事業
- ビジネスソリューション事業
- プラットフォーム・運用サービス事業
- デジタルラーニング事業



クラウドソリューション事業

■ 主要な事業内容

グローバルなSaaSベンダー（Microsoft, Salesforce, ServiceNowなど）との連携によるコラボレーション・CRMなどのクラウドサービス導入時のコンサルティングやインテグレーションサービスの提供など。企業のクラウド導入および活用を支援することで、業務の改善や生産性の向上を実現します。



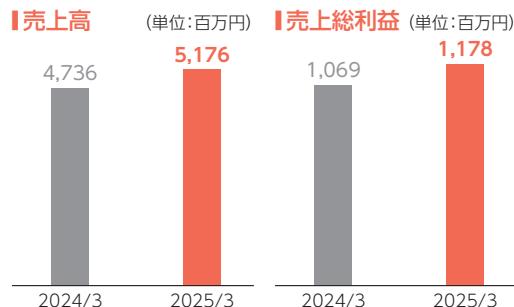
日本マイクロソフト社などのベンダー各社との連携により、大手企業を中心とした社内の情報系システムのクラウド化、業務プロセスのデジタル化に向けたコンサルティング、ローコード開発ツールによる社内システム構築などの需要の増加により、売上高、売上総利益ともに増加いたしました。

デジタルソリューション事業

■ 主要な事業内容

グローバルなAIベンダー（Google Cloud, Amazon Web Servicesなど）との連携によるデータ基盤の構築や、グローバルなデータ分析ベンダー（SAS, Informatica, Databricksなど）との連携によるデータ分析ソリューションの提供など。

データ分析や業務自動化をサポートし、企業の売上利益の最大化や働き方改革を支援します。



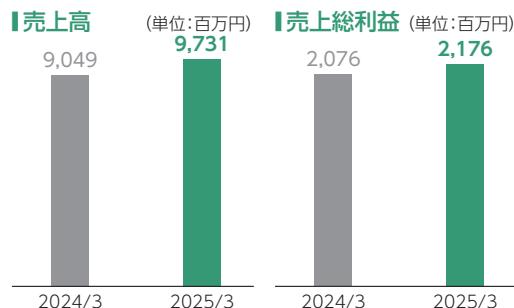
データ分析ビジネスの拡大や、大量データを蓄積する環境構築などのデータマネジメントビジネスの拡大、クラウド環境の構築の需要の増加などにより、売上高、売上総利益ともに増加いたしました。

ビジネスソリューション事業

■ 主要な事業内容

グローバルなERPパッケージベンダーとの連携による会計（SAPなど）・人事（SuccessFactorsなど）や、フィンテックなど基幹システムの構築・運用・モダナイゼーションなど。

コンサルティングから設計・開発までのトータルなソリューションサービスを提供し、経営の見える化や業務の効率化を実現します。



SAP関連ビジネスの継続的な伸長、官公庁関連でのSAP周辺開発案件の拡大、金融関連のお客様向けのフロントシステム開発や業務の自動化の需要の増加などにより、売上高、売上総利益ともに増加いたしました。

プラットフォーム・運用サービス事業

■ 主要な事業内容

仮想化ソフトウェア（Kubernetesなど）を活用したハイブリッドクラウド環境や仮想化ネットワーク（Ciscoなど）の設計・構築・運用、グローバルなツールを活用した自社センターでのシステムの遠隔監視サービス、ヘルプデスクなど。企業のIT環境をサポートすることで、効率的で安定的なシステム利用を実現します。

システム運用業務のアウトソーシングやセキュリティサポートなどの需要の増加により、売上高、売上総利益ともに増加いたしました。

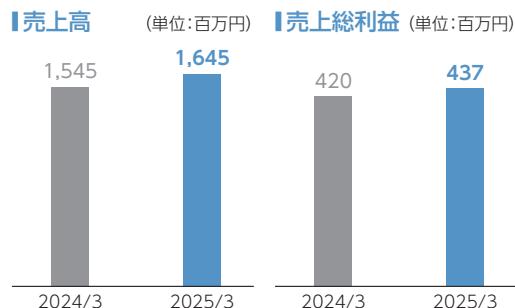


デジタルラーニング事業

■ 主要な事業内容

グローバルなベンダー（Microsoft, Salesforce, ServiceNowなど）との連携によるベンダー資格取得のための教育、デジタル人材育成のためのITスキルの習得など。デジタル化を推進する企業のIT人材の育成を支援します。

Microsoft（AIなど）関連の研修需要の増加、研修運営アウトソーシングビジネスの伸長、講師の稼働率と価格の向上などにより、売上高、売上総利益ともに増加いたしました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,017百万円であります。その主なものは、基幹システム構築のために取得したソフトウェア仮勘定、大阪事務所の移転のために取得した建物、工具、器具及び備品等によるものです。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

① 株式の取得または処分の状況

該当事項はありません。

② 新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

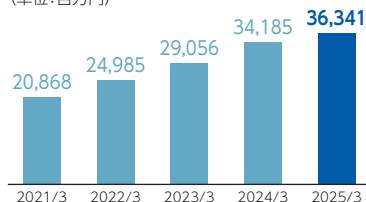
① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第37期 (2021年3月期) | 第38期 (2022年3月期) | 第39期 (2023年3月期) | 第40期 (2024年3月期) | 第41期 (当連結会計年度) (2025年3月期) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 20,868 | 24,985 | 29,056 | 34,185 | 36,341 |
| 経常利益 (百万円) | 3,192 | 4,000 | 4,067 | 4,597 | 4,660 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 2,083 | 2,517 | 2,695 | 3,135 | 3,160 |
| 1株当たり 当期純利益 (円) | 65.38 | 78.97 | 84.56 | 98.35 | 99.12 |
| 総資産 (百万円) | 16,483 | 18,934 | 21,738 | 23,442 | 25,611 |
| 純資産 (百万円) | 12,353 | 13,820 | 15,097 | 16,805 | 18,468 |

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。

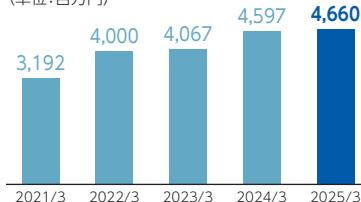
売上高

(単位:百万円)



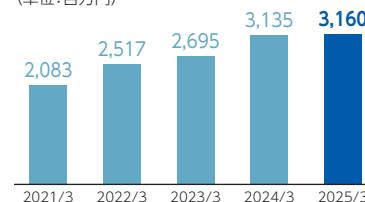
経常利益

(単位:百万円)



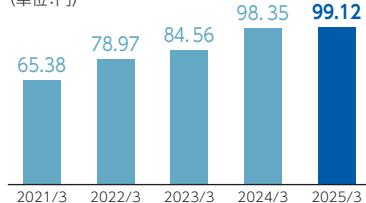
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



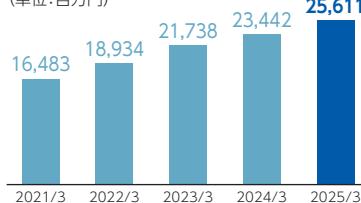
1株当たり当期純利益

(単位:円)



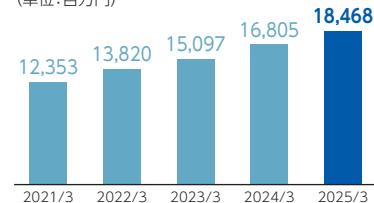
総資産

(単位:百万円)



純資産

(単位:百万円)



② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第37期 (2021年3月期) | 第38期 (2022年3月期) | 第39期 (2023年3月期) | 第40期 (2024年3月期) | 第41期 (当事業年度) (2025年3月期) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 14,930 | 16,904 | 18,356 | 22,341 | 26,004 |
| 経常利益 (百万円) | 4,812 | 2,904 | 2,854 | 5,106 | 4,518 |
| 当期純利益 (百万円) | 3,997 | 1,854 | 1,961 | 4,273 | 3,863 |
| 1株当たり 当期純利益 (円) | 125.43 | 58.18 | 61.53 | 134.04 | 121.16 |
| 総資産 (百万円) | 14,873 | 16,269 | 17,043 | 19,771 | 23,418 |
| 純資産 (百万円) | 11,639 | 12,443 | 12,989 | 15,835 | 18,201 |

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の 出資比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------|--------|-------------|--|
| コムチュアネットワーク株式会社 | 50百万円 | 100.0% | 企業システムインフラに係る基盤システム構築、運用サービス |
| タクトシステムズ株式会社 | 48百万円 | 100.0% | 業務アプリケーション・システムの開発 パッケージソフトの販売、技術コンサルティング |
| エディフィストラーニング株式会社 | 100百万円 | 100.0% | 企業の人材育成、能力開発およびIT等に関する教育・研修 |
| コムチュアマーケティング株式会社 | 50百万円 | 100.0% | クラウドを中心としたソリューションプロダクト販売 |
| コムチュアデータサイエンス株式会社 | 10百万円 | 100.0% | ビッグデータ/AIに関するコンサルティング、分析・開発 |

(注) 2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、タクトシステムズ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

当社グループは、2032年の「売上高1,000億円企業」へ向けた中期経営計画として、2022年から毎年3カ年の経営目標と成長シナリオをローリングしながら中期経営計画として作成し、発表してまいりました。

創業以来、絶え間ないイノベーションにより年平均二桁の成長と、高付加価値経営を継続しており、今後も続けていく所存です。

昨今、生成AIの進化と普及により、企業の業務効率化や新規事業の創出が大幅に加速しつつあり、国内の生成AI市場は今後さらに拡大し、2028年には8,000億円を超えると予測されています。

当社グループでは「AIとデジタルで未来を創造する」をテーマに、今後3年間の活動を進め、「売上高1,000億円企業」の目標達成に向けて更なる飛躍をとげるとともに、ステークホルダーとの連携を深め、ともに繁栄する企業を目指します。

売上高は年平均成長率10.0%以上の持続的な成長、営業利益率は12.9%を目標とする高成長・高収益経営を追求します。これを実現するため、お客様のデジタル化支援だけでなく当社自身の変革も図る「コムチュア・トランスフォーメーション(CX)」の推進、プラットフォームやツールベンダーとの連携を強化し、次なるステージに向けた成長を加速します。

成長領域であるデジタル領域の売上構成比を現在の70%から80%以上へと高める目標のもと、グループ会社のエディフィストラーニング株式会社を活用したリスキリングを継続し、Microsoft、Salesforce、SAP、データ分析の4つの重要な成長領域へのリソースシフトをグループ横断で推進します。

そのために、「ベンダー連携」を軸にした営業プロセスの徹底による受注および売上の拡大、事業モデルの変革やクロスセルによる「顧客基盤」、PM人材の育成に加え、適性の高い人材の積極的な採用やリスキリングなど「リソース」という3つの事業戦略を進めていきます。

加えて、成長加速のための戦略としてM&Aに積極的に取り組み、成長スピードの加速へと繋がります。さらに、優秀な人材の確保と継続的な待遇改善、エンゲージメントの向上、教育研修体系の更なる充実など人的投資も強化します。

新たな事業領域として、お客様向けの生成AIの活用支援や教育サービスの提供を拡大します。また、社内のデジタル化推進や基幹システムの刷新を進め、経営基盤の強化にも注力します。これらの取組みを通じ、持続可能な成長と高い収益性を維持し、今後に向けた連結業績の更なる向上を図ります。

中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）

経営理念

お客様には"感動"を 社員には"夢"を

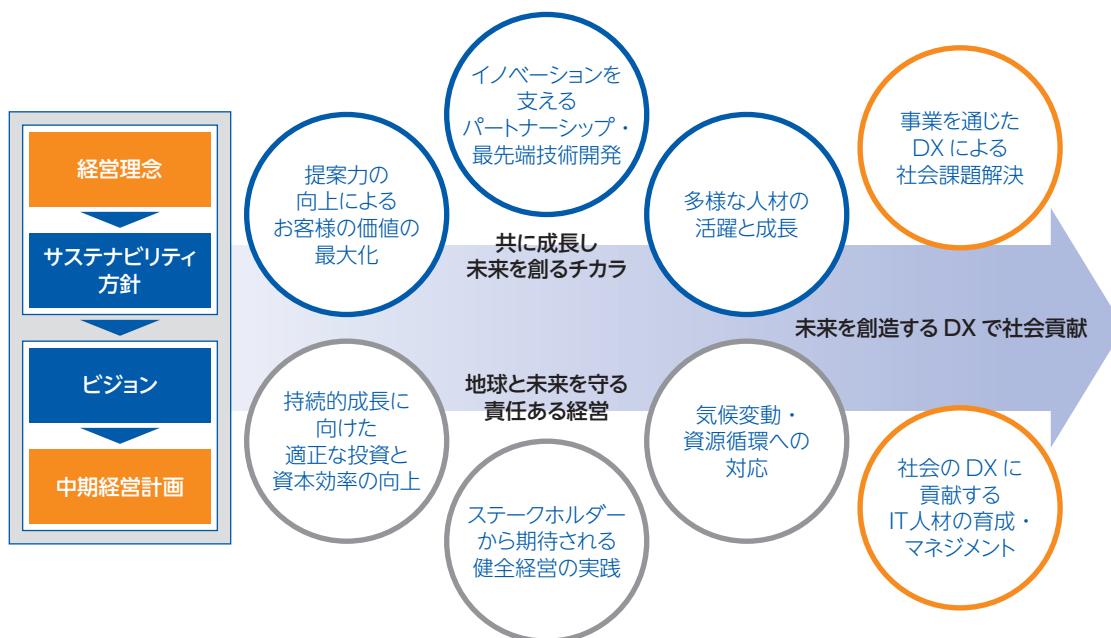
サステナビリティ方針

社会課題の解決に対する貢献とともに持続的成長を果たしていくためには、様々なステークホルダーの価値観と事業活動が環境や社会に与える影響を踏まえた長期的な視野に立つ事業運営が求められます。

これらを踏まえ、当社グループではサステナビリティ方針を策定し、マテリアリティを特定しております。サステナビリティに対する課題の解決で社会とともに成長し、また成長戦略を通してステークホルダーとともに持続的に発展していくことを目指します。

サステナビリティ方針

わたしたちはお客様の DX を推進することで、
経済・社会課題の解決と社会価値の最大化に貢献してまいります。



デジタル領域で高付加価値化を更に促進、持続的な成長を実現

3つの事業戦略

ベンダー連携

- ・営業プロセスの強化
- ・品質 / 技術力向上

顧客基盤

- ・顧客基盤の構築
- ・事業モデルの変革

リソース

- ・PM 人材の育成
- ・採用 / リソースシフト

事業を支える経営基盤の強化

デジタル化推進

人的資本

サステナブル

事業成長を加速させる投資戦略

M&A

人材投資

事業・経営革新

(11) 主要な営業所

① 当社

- 本社 東京都品川区
- 名古屋事業所 名古屋市西区
- 大阪事業所 大阪市北区
- 福岡事業所 福岡市博多区
- 有明オフィス 東京都江東区

② 子会社

- コムチュアネットワーク株式会社 本社 東京都品川区
- タクトシステムズ株式会社 本社 東京都品川区
- エディフィストラーニング株式会社 本社 東京都中央区
- コムチュアマーケティング株式会社 本社 東京都品川区
- コムチュアデータサイエンス株式会社 本社 東京都品川区

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

| セグメント区分 | 従業員数 | 前期末比増減 |
|---------------|--------|--------|
| ソリューションサービス事業 | 1,857名 | 145名増 |

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者はおりません。
2. ソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

② 当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 1,468名 | 335名増 | 35.5歳 | 6.5年 |

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者はおりません。

(13) 主要な借入先

| 借入先 | 借入残高 |
|------------|--------|
| 株式会社三井住友銀行 | 200百万円 |

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

104,400,000株

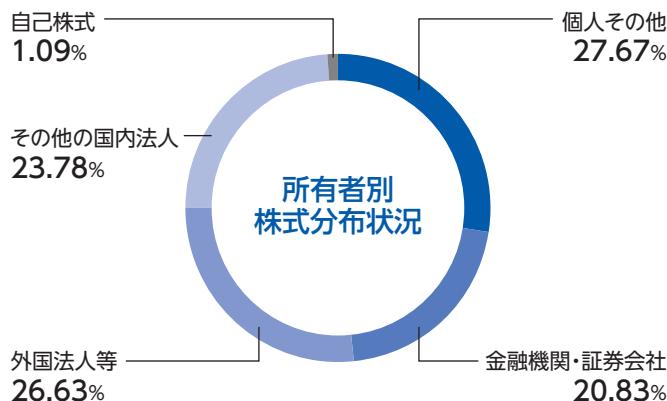
(2) 発行済株式の総数

32,241,600株

(3) 株主数

10,606名

(4) 大株主



| 株主名 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|---|-----------|----------|
| 有限会社コム | 6,540,000 | 20.51 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 3,421,100 | 10.73 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 1,156,147 | 3.63 |
| コムチュア社員持株会 | 1,143,073 | 3.58 |
| JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO | 1,059,753 | 3.32 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 919,300 | 2.88 |
| 伊藤忠商事株式会社 | 900,000 | 2.82 |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 860,640 | 2.70 |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 | 789,989 | 2.48 |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 593,399 | 1.86 |

(注) 1. 当社は、自己株式352,798株を保有しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 有限会社コムは、創業家の資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、取締役役に付与した特定譲渡制限付き株式であります。社外取締役および監査等委員である取締役へは交付していません。

| 区分 | 株式数 | 対象者数 |
|-------------------------------|--------|------|
| 取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) | 2,820株 | 2人 |

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2025年3月31日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|------------------|-------|-----------|--|
| 代表取締役 社長執行役員 | 澤田 千尋 | 指名・報酬諮問委員 | コムチュアネットワーク株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役 | 野間 治 | | |
| 取締役 | 土地 順子 | 指名・報酬諮問委員 | DOCHI法律事務所 代表弁護士 株式会社イオン銀行 社外取締役 AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd. 社外取締役 スマダコーポレーション株式会社 社外取締役 |
| 取締役 (監査等委員) | 都築 正行 | 指名・報酬諮問委員 | |
| 取締役 (常勤監査等委員) | 樽谷 宏志 | 指名・報酬諮問委員 | |
| 取締役 (監査等委員) | 原田 豊 | | |
| 取締役 (監査等委員) | 木村 尚子 | | 木村公認会計士事務所 所長 日本ファイルコン株式会社 社外取締役 (監査等委員) 監査法人Growth パートナー |

- (注) 1. 取締役 土地順子氏、都築正行氏、樽谷宏志氏、原田豊氏、木村尚子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 重要な会議への出席、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人からの職務の執行に関する事項の報告、重要な決裁書類等の閲覧等を行い、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、樽谷宏志氏を常勤監査等委員として選定しております。
3. 取締役 土地順子氏、都築正行氏、樽谷宏志氏、木村尚子氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役および監査等委員全員と会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは会社法第425条に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

全ての役員（執行役員を含む、以下同じ。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。

保険料は全額当社が負担することとなりますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

取締役の報酬等の決定に関する基本方針は、以下のとおり取締役会で決議しております。

(イ) 基本方針

取締役の報酬等の決定に際して、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、毎期の業績を勘案して算出される業績連動賞与および非金銭報酬としての譲渡制限付株式により構成されております。

(ロ) 基本報酬

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮のうえ、役位、職責等を総合的に勘案して決定しております。

(ハ) 業績連動報酬等

業績連動報酬は、毎期の業績を勘案して算出される賞与であります。各取締役のモチベーションを高め、株主の皆様との利害の一致を図るため、当該報酬を取締役会で決議した日など毎年一定の時期に、全社の業績指標の達成度ならびに各取締役の管掌組織の売上高、営業利益および組織方針の達成度等を総合的に勘案して算出しております。かかる算出における全社の業績指標は連結損益計算書の売上高、営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益とし、目標値は前連結会計年度の決算短信に記載の「連結業績予想」としております。

(算定方法)

各業績指標の達成率に各業績指標のウエイトを乗じて合算した達成率を算出し、その達成率を基に一定の計算を行って賞与支給額を算定しております。なお、指名・報酬諮問委員会で予め決定した基準賞与額の50%を賞与支給額の下限、150%を上限としております。

- ・各業績指標の達成率=(各業績指標の実績値) / (各業績指標の目標値)
- ・各業績指標のウエイト

| 売上高 | 営業利益 | 親会社株主に帰属する 当期純利益 |
|-----|------|---------------------|
| 30% | 30% | 40% |

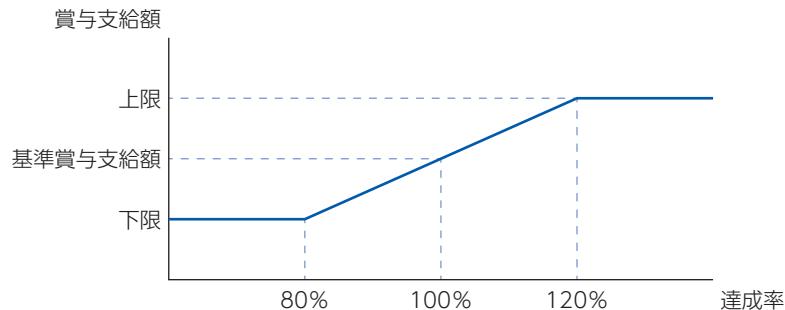
- ・計算式

$$Y=(2.5X-1.5)*A$$

Y: 賞与支給額

X: 各業績指標の達成率に各業績指標のウエイトを乗じて合算した達成率

A: 基準賞与支給額



(二) 非金銭報酬等

取締役の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式であります。中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、取締役会で別途決議した時期に支給しております。各取締役は、支給された金銭報酬債権等の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとしております。

(ホ) 報酬等の割合の決定に関する方針

コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、各取締役の業績向上に対するインセンティブ効果が期待できる水準となるよう、報酬等を取締役の役割や責任に応じた基本報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬等（賞与）および中長期インセンティブとしての非金銭報酬等（譲渡制限付株式）による構成としております。具体的な報酬等の割合は以下のとおりであります。

| 役職名 | 基本報酬 | 業績連動報酬等 (賞与) | 非金銭報酬等 (譲渡制限付株式) |
|------------------|-------|-----------------|---------------------|
| 社長執行役員および副社長執行役員 | 60.0% | 35.0% | 5.0% |
| 専務執行役員および常務執行役員 | 62.5% | 32.5% | 5.0% |
| その他 | 65.0% | 30.0% | 5.0% |

(ハ) その他の重要事項

取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬の算出方法等を指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、取締役会にて決議いたします。

また、取締役の報酬等は、取締役会決議に基づき代表取締役 社長執行役員がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬等の額および支給時期といたします。代表取締役 社長執行役員は、指名・報酬諮問委員会が取締役に答申したとおりに各取締役の基本報酬および業績連動報酬等の額を決定するものとし、この報酬額を変更した場合は指名・報酬諮問委員会に報告するものとしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の 総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-------------------|---------------------|------------------|---------------------|-------------------------|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績運動 報酬等 (賞与) | 非金銭報酬等 (譲渡制限付 株式) | 退職慰労金 | |
| 取締役 (監査等委員を除く) | 110 | 72 | 35 | 2 | — | 3 |
| (うち社外取締役) | (8) | (8) | (—) | (—) | (—) | (1) |
| 取締役 (監査等委員) | 39 | 39 | — | — | — | 4 |
| (うち社外取締役) | (39) | (39) | (—) | (—) | (—) | (4) |

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下同じ。) の報酬限度額は、2022年6月17日開催の第38期定時株主総会において、年額500百万円以内 (うち社外取締役は年額100百万円以内) と決議されており、当該決議時点の対象となる取締役の員数は6名 (うち社外取締役1名) であります。また、2017年6月16日開催の第33期定時株主総会において、取締役 (社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年間24百万円以内とする旨を決議しております。当該株主総会決議にかかる取締役の員数は6名であります。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月17日開催の第38期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議されており、当該決議時点の対象となる監査等委員である取締役の員数は5名 (うち社外取締役4名) であります。
3. 役員区分ごとの報酬内容は上表のとおりであり、取締役の報酬等の決定に関する基本方針にしたがって決定しております。各報酬等の支給時期は、基本報酬が年額を12等分して毎月支給、業績運動賞および譲渡制限付株式が取締役会で決議した日であります。
4. 当事業年度に支給した非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、取締役 (社外取締役を除く。以下同じ。) に対して、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬として金銭報酬債権を支給いたします。各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものであります。また、譲渡制限付株式にかかる報酬は、当該金銭報酬債権の総額を、譲渡制限付株式の割当日から譲渡制限解除日までの勤務期間に基づき均等に費用化しており、当事業年度において費用計上された金額を記載しております。なお、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限の内容は、以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--|
| 譲渡制限期間 | 割当日から5年の間 |
| 譲渡制限の解除条件 | 対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、従業員または顧問その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点で、本株式の譲渡制限を解除する。 |

| | |
|------------------|---|
| <p>退任時の取扱い</p> | <p>①譲渡制限の解除時期 対象取締役等が、当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、従業員または顧問その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な理由（ただし死亡による退任または退職をした場合を除く）により退任または退職した場合には、対象取締役等の退任または退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。また、死亡による退任または退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。</p> <p>②解除株式数 ①で定める当該退任または退職した時点において保有する本割当株数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数を乗じた数の株数（単元未満株は切り捨て）とする。</p> |
| <p>当社による無償取得</p> | <p>譲渡制限期間の満了時点もしくは、上記に基づき譲渡制限を解除した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。</p> |

5. 取締役会は、取締役の報酬等について、指名・報酬諮問委員会の答申を得たうえで、その答申に沿った支給を行うため、金額および時期の決定を代表取締役 社長執行役員 澤田千尋氏に委任しております。同委員会は独立した取締役会の諮問機関とし、委員長に社外取締役（監査等委員）都築正行氏、委員に代表取締役 社長執行役員 澤田千尋氏、社外取締役 土地順子氏および社外取締役（常勤監査等委員）樽谷宏志氏が就任することで過半数を社外取締役が占める体制となっております。また、同委員会は取締役の報酬等の答申を策定するに当たって、取締役の報酬等の決定に関する決定の基本方針との整合性も含め多角的な検討を行っております。なお、同委員会が取締役会へ答申したとおりに各取締役の報酬等の額を決定することとなっておりますが、この報酬額を変更した場合、同執行役員 澤田千尋氏は、同委員会への報告が求められることとなっております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 地位 | 氏名 | 主な活動状況 | | |
|------------------|-------|--------|--------|---|
| | | 取締役会 | 監査等委員会 | 発言の状況等 |
| 取締役 | 土地 順子 | 18/18 | — | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、取締役等の意思決定プロセスおよび業務執行の状況を直接確認のうえ、弁護士として企業法務に幅広く携わってきたその豊富な経験と見識に基づき客観的かつ公正な視点から適宜発言を行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 都築 正行 | 18/18 | 12/12 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、取締役等の意思決定プロセスおよび業務執行の状況を直接確認のうえ、経営全般の豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。また当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 取締役 (常勤監査等委員) | 樽谷 宏志 | 18/18 | 12/12 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、取締役等の意思決定プロセスおよび業務執行の状況を直接確認のうえ、会社経営者としての豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 原田 豊 | 18/18 | 12/12 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、他社監査役歴任の豊富な経験と、営業・マーケティングをはじめとした高い知見に基づき適切な助言・提言等を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 木村 尚子 | 18/18 | 12/12 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、取締役等の意思決定プロセスおよび業務執行の状況を直接確認のうえ、公認会計士として財務および会計の監査業に関する専門知識と豊富な実務経験に基づき適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 30百万円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人である太陽有限責任監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

なお、監査等委員会は、上記監査法人から、上記改善命令に関する業務改善計画（2024年1月31日金融庁提出）に基づく品質管理体制の整備の進捗ならびに運用状況について報告を受け、再発防止に向けた改善の取り組みが着実に実施されていること、また当社に対する監査業務は適正かつ厳格にされていることを評価し、同監査法人による継続的な監査を行うことが妥当と判断いたしました。

6 会社の体制および方針

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は中期経営計画においてサステナビリティ方針を掲げ、企業の社会的責任を果たしつつ、企業価値を最大化することを目指しています。その実現に向けて、健全で効率性が高く、透明性の確保された経営を追求して、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組みます。

機関設計に監査等委員会設置会社を採用し、取締役会の監督機能を強化するとともに、委任型執行役員制度を導入することで、意思決定の迅速化と責任の明確化を実現します。また、監査等委員の全員を社外取締役とすることで公正性と客観性を確保し、会計監査人および内部監査部門と緊密な連携を図ることで監査機能の実効性向上に努めます。

独立系IT企業として、顧客、株主、ビジネスパートナー、従業員など、全てのステークホルダーからの信頼の確保を重要な経営課題と位置づけており、適時・適切な情報開示により経営の透明性確保に努めるとともに、株主との建設的な対話を推進します。

(2) 内部統制システムの基本方針および運用状況の概要

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という）は、「お客様には“感動”を、社員には“夢”を」の基本理念の下、企業価値の継続的な向上を図り、社会から信頼される会社を目指すべく、次のとおり内部統制システムを構築し、整備・運用します。

なお、当社は当社子会社を当社の一部署と位置づけ、子会社の組織を含めた指揮命令系統および権限ならびに報告義務を設定し、当社グループを網羅的・統括的に管理します。また、内部監査を担う監査部は当社グループ全体の内部監査を実施します。

| 基本方針 | 運用状況の概要 |
|---|---|
| <p>1. 当社グループの取締役ならびに執行役員および従業員（以下執行役員および従業員を総称して「使用人」という）の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p> <p>当社グループは、基本理念を実現すべく、健全で透明性の高い経営体制を構築し、整備・運用します</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令・定款および社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針として「会社方針」を定め、当社グループの取締役および使用人はこれに従って、当社グループの職務の執行にあっています。 ・チーフコンプライアンスオフィサー(CCO)、コンプライアンス委員会およびコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置し、「コンプライアンス行動規範」を定め、その実効化および意思決定ならびに業務執行に係る諸規程を定め、当社グループのコンプライアンスを遵守徹底する体制の充実を図っています。 ・会計の統括責任者を設置し、法令および会計基準に適合した財務諸表の作成手続き等を社内規程で定めて、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図っています。 ・内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき、年度計画に沿って、当社グループの内部監査・モニタリングを実施しています。また、その結果を、監査等委員会、代表取締役、取締役会と共有し、内部統制システムの継続的な見直しに活用しています。 ・「コンプライアンス規程」を定めるとともに、役職員等からの通報ならびに相談を受けるためのコンプライアンス相談・通報窓口を設置し、法令違反行為等の早期発見と是正を図っています。 ・反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引もせず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、毅然とした対応をとります。 |
| <p>2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制</p> <p>当社グループの取締役の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適切に保存および管理を行う体制を構築し、整備・運用します</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・取締役の職務の執行に係る情報は、法令および「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、適切に保存管理しています。 ・当社グループの取締役は、これらの情報の記録を必要に応じて閲覧できます。 |
| <p>3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>当社グループのリスク管理に関する方針および運用に係る規程を制定し、リスク管理を実施するための体制を構築し、整備・運用します</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理担当役員（CRO）、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスク管理に関する体制と方針を「リスク管理規程」に定めて、業務執行に伴うリスクの一元管理を行っています。 ・重点管理リスクごとに決められた担当部署は、それぞれのリスクを分析、評価し、リスクを低減あるいは回避するための対応策を講じたうえで、その結果をCROへ報告しています。 ・会社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、「緊急対策管理規程」等を定め、適切かつ迅速に対応する体制を整備しています。 |

| 基本方針 | 運用状況の概要 |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・個別のリスクのうち情報セキュリティに係るリスクは優先順位の高いリスクと位置づけ、情報セキュリティ委員会が管理することとしており、「情報セキュリティポリシー」を社内外へ公開するとともに、「情報セキュリティ読本」を従業員および協力会社従業員へ配布するなどしてその周知徹底を図っています。 |
| <p>4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、および当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制</p> | |
| <p>(1) 執行役員制度を採用し、業務執行機能と監督機能を強化する体制を構築し、整備・運用します</p> <p>(2) 中期経営計画を策定のうえ、業務進捗の状況を監督することにより、当社グループの職務の執行が効率的に行われる体制を構築し、整備・運用します</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、執行役員制度の採用により、業務執行の権限および責任を執行役員へ委譲し、取締役会が業務執行の監督に注力できる範囲を拡げています。 ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、当社グループの各取締役の業務執行を監督しています。 ・当社グループは事業計画に基づいて、目標と責任を明確化し、予実管理を通じて所期の業績目標の達成を図っています。 ・社長執行役員の諮問機関と位置づけた経営会議では、当社グループの取締役会付議事項の審議および取締役会決議事項に係る責任者からの執行報告を行っています。 ・ITシステムの主管部署を設置し、経営の効率化とリスク管理を両立させる内部統制を整備して、取締役および使用人の効率的な職務執行と意思決定を支援する組織体制を構築しています。 |
| <p>5. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> | |
| <p>(1) 監査等委員会の職務を補助する部署を設置します</p> <p>(2) 監査等委員会の職務を補助する従業員は監査等委員の指示に優先的に対応します</p> <p>(3) 監査等委員会の職務を補助する従業員の考課等は、監査等委員会の同意を得たうえで決定します</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・監査等委員会の職務を補助する部署として、監査等委員会事務局を設置していません。また、専門性の強化と従業員の業務効率の観点から監査関連業務に従事する従業員を監査部へ糾合しており、関連する知見を貯めた監査部が監査等委員会の職務を機動的に補助しています。 ・監査等委員会の職務を補助する従業員については、監査等委員からの指示が、監査等委員以外の取締役や執行側からの指示と競合する場合には、監査等委員からの指示を優先することで監査等委員会の指示の実効性を確保しています。 ・監査等委員会の職務を補助する従業員に関する異動、人事評価、処罰等については、監査等委員会の事前の同意を得ています。 |
| <p>6. 当社の取締役（監査等委員を除く）および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告するための体制</p> | |
| <p>(1) 監査等委員が当社グループの執行部門の重要会議に出席できる体制および使用人に報告を求められることができる体制を構築し、整備・運用します</p> <p>(2) 「内部通報者保護規程」を定め、報告を行った者が、報告したことを理由に不利な取扱いをうけないような体制を構築し、整備・運用します</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・監査等委員は、必要に応じて経営会議等の重要な会議に出席し、当社グループの取締役および使用人から会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況の報告を受け、執行の状況を把握する体制を確保しています。 ・当社グループの取締役（監査等委員を除く）および使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うとともに、法定事項および当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事項については、監査等委員会に速やかに報告することとしています。 |

| 基本方針 | 運用状況の概要 |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・当社グループでは、コンプライアンス相談窓口として、「社内窓口」、「社外窓口」に加えて、監査等委員と監査部長で構成される「独立窓口」を設置し、相談者からの通報に速やかに対応する体制を確保しています。 ・当社グループでは、監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、「内部通報者保護規程」に明記し、その運用の徹底を図っています。 |
| 7. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の前払または償還の手続その他の処理に係る方針に関する事項 | |
| 監査等委員の職務執行に関わる費用の処理方針を定め、監査の実効性を確保します | <ul style="list-style-type: none"> ・監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部署にて確認のうえ、速やかにこれを処理しています。 |
| 8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 | |
| 監査等委員は、社内関係部局・会計監査人等と、適宜の情報および意見の交換を実施し、連携を図ることで、監査の実効性を確保します | <ul style="list-style-type: none"> ・監査等委員は、代表取締役および他の執行役員、社内関係部局との意思疎通を図り、情報の収集や調査を行っており、関係部局はこれに協力することとしています。 ・監査等委員は、監査部や会計監査人と緊密な連携を保つことによって、監査の実効性を高めています。 |

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針について、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

継続的な健全成長を基調とした企業価値の増大を目指しております。第1に、利益配分について、当事業年度の業績の状況をベースに内部留保の充実と配当性向等とのバランスを図りながら、利益の向上に見合った更なる利益還元を行っていきたいと考えており、配当性向45%以上を目標としてまいります。第2に、内部留保資金について、財務体質の強化とともに、事業の拡大のために有効投資してまいりたいと考えております。第3に、毎事業年度における配当の回数について、四半期配当制度に基づき、年4回の配当を行う方針であります。

以上の基本方針に基づき、期末配当金を1株当たり12円とさせていただくことを予定しており、第1号議案にてお諮りいたします。年間配当金は、既に実施済みの第1四半期から第3四半期の1株当たり四半期配当金の合計36円と合わせ、1株当たり48円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | (ご参考) 前期金額 | 金額 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | 19,225 | 20,843 |
| 現金及び預金 | 12,123 | 12,881 |
| 受取手形及び売掛金 | 6,577 | 7,178 |
| 仕掛品 | 109 | 128 |
| その他 | 414 | 655 |
| 固定資産 | 4,217 | 4,767 |
| 有形固定資産 | 649 | 859 |
| 建物 | 451 | 646 |
| 車両運搬具 | 6 | 4 |
| 工具、器具及び備品 | 176 | 208 |
| 建設仮勘定 | 14 | — |
| 無形固定資産 | 1,650 | 2,024 |
| のれん | 1,355 | 1,016 |
| ソフトウェア | 43 | 38 |
| ソフトウェア仮勘定 | 185 | 934 |
| その他 | 65 | 34 |
| 投資その他の資産 | 1,916 | 1,883 |
| 投資有価証券 | 136 | 88 |
| 差入保証金 | 689 | 770 |
| 繰延税金資産 | 1,035 | 969 |
| その他 | 55 | 54 |
| 資産合計 | 23,442 | 25,611 |

| 科目 | (ご参考) 前期金額 | 金額 |
|--------------------|---------------|---------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | 5,882 | 6,590 |
| 買掛金 | 1,871 | 1,976 |
| 短期借入金 | 200 | 200 |
| 未払費用 | 977 | 852 |
| 資産除去債務 | 10 | — |
| 未払法人税等 | 657 | 1,024 |
| 賞与引当金 | 1,258 | 1,572 |
| 役員賞与引当金 | 37 | 37 |
| 工事損失引当金 | 14 | 9 |
| その他 | 856 | 917 |
| 固定負債 | 754 | 552 |
| 退職給付に係る負債 | 438 | 102 |
| 資産除去債務 | 311 | 447 |
| その他 | 5 | 2 |
| 負債合計 | 6,637 | 7,143 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | 16,798 | 18,457 |
| 資本金 | 1,022 | 1,022 |
| 資本剰余金 | 3,652 | 3,662 |
| 利益剰余金 | 12,228 | 13,874 |
| 自己株式 | △103 | △102 |
| その他の包括利益累計額 | 7 | 11 |
| その他有価証券評価差額金 | 7 | 11 |
| 純資産合計 | 16,805 | 18,468 |
| 負債純資産合計 | 23,442 | 25,611 |

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | (ご参考) 前期金額 | 金額 |
|-----------------|---------------|--------|
| 売上高 | 34,185 | 36,341 |
| 売上原価 | 26,332 | 28,105 |
| 売上総利益 | 7,852 | 8,235 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,252 | 3,604 |
| 営業利益 | 4,600 | 4,630 |
| 営業外収益 | 12 | 34 |
| 受取利息 | 1 | 2 |
| 受取配当金 | 0 | 1 |
| 為替差益 | 3 | 0 |
| 助成金収入 | — | 10 |
| 投資事業組合運用益 | — | 14 |
| その他 | 6 | 4 |
| 営業外費用 | 14 | 5 |
| 支払利息 | 2 | 1 |
| 投資事業組合運用損 | 1 | — |
| 投資有価証券償還損 | 9 | — |
| その他 | 1 | 4 |
| 経常利益 | 4,597 | 4,660 |
| 特別利益 | 6 | 14 |
| 受取保険金 | 0 | — |
| 投資有価証券売却益 | 5 | 14 |
| 特別損失 | 49 | 88 |
| 固定資産除却損 | — | 4 |
| 退職給付制度終了損 | 49 | 84 |
| 税金等調整前当期純利益 | 4,553 | 4,586 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,660 | 1,361 |
| 法人税等調整額 | △241 | 63 |
| 当期純利益 | 3,135 | 3,160 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 3,135 | 3,160 |

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項目 | 株 主 資 本 | | | | |
|------------------------------|---------|-------|--------|------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 1,022 | 3,652 | 12,228 | △103 | 16,798 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,514 | | △1,514 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 3,160 | | 3,160 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | 10 | | 1 | 12 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | 10 | 1,646 | 1 | 1,658 |
| 当期末残高 | 1,022 | 3,662 | 13,874 | △102 | 18,457 |

(単位：百万円)

| 項目 | その他の包括利益累計額 | | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|--------------|---------------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 7 | 7 | 16,805 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,514 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 3,160 |
| 自己株式の取得 | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | 12 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | 4 | 4 | 4 |
| 当期変動額合計 | 4 | 4 | 1,662 |
| 当期末残高 | 11 | 11 | 18,468 |

連結注記表

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

コムチュアネットワーク株式会社、タクトシステムズ株式会社
エディフィストラーニング株式会社、コムチュアマーケティング株式会社
コムチュアデータサイエンス株式会社

連結子会社であったソフトウェアクリエイション株式会社は、2024年4月1日付けで当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(a) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの） 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(b) 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | | |
|---|----------|-------|
| 建 | 物 | 4～18年 |
| 車 | 両 運 搬 具 | 6年 |
| 工 | 具、器具及び備品 | 3～15年 |

(b) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法によっております。なお、顧客関連資産は連結貸借対照表上、「無形固定資産 その他」に含めて計上しております。

(c) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

工 事 損 失 引 当 金 請負契約型等のプロジェクトに係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることのできる契約について、損失見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、一部の連結子会社は、退職給付に係る期末自己都合要支給額から、確定拠出年金制度において運用する年金資産の期末時点で発生していると認められる見込額を控除した残額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

主な収益をソリューションサービスから生じる収益（以下、「ソリューションサービス収益」という。）、ライセンス販売から生じる収益（以下、「ライセンス販売収益」という。）およびラーニングサービスから生じる収益（以下、「ラーニングサービス収益」という。）と認識しております。また、ソリューションサービスに付随するハードウェア等の販売およびライセンス販売を、代理人取引と認識しております。

1) ソリューションサービス収益

ソリューションサービスの主な内容は、クラウドソリューション、デジタルソリューション、ビジネスソリューション、プラットフォーム・運用サービスおよびデジタルラーニング等であります。

上記サービスの契約から生じる履行義務は、一定の期間にわたり充足される履行義務で、通常、1年以内に支払いを受けるものであります。これは、通常、当社グループが顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有していると考えられるためであります。

全ての案件について、将来の発生原価を合理的に見積って厳格なプロジェクトの採算管理を実施しており、労働時間等の集計から算定した既発生コストと見積総コストとの比率で進捗度を見積ることが可能であります。

そのため、一定の期間にわたってソリューションサービス収益を認識しております。ただし、工期がごく短く、かつ、金額が重要でない場合、顧客の検収を受けた一時点で当該収益を認識しております。

2) ライセンスの販売収益

ライセンス販売の主な内容は、主に市販のソフトウェアのライセンス販売であります。当該ライセンス販売により、顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を当社グループが行うことは契約により定められておらず、また、顧客により合理的に期待されてもいないと想定されます。さらに、当社グループの活動は、顧客が権利を有している知的財産に直接的に影響を与えないと考えられます。

そのため、知的財産を使用する権利（使用权）としてライセンスの供与を開始した一時点でライセンス販売収益を認識しております。

3) ラーニングサービス収益

ラーニングサービスの主な内容は、ITスキル教育やベンダー資格取得教育等を目的とした研修サービスの提供であります。

上記サービスの契約から生じる履行義務は、一定の期間にわたり充足される履行義務で、通常、1年以内に支払いを受けるものであります。これは、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するためであります。ただし、ほとんどの研修は、研修期間がごく短いため、研修サービスが終了した一時点で当該収益を認識しております。

4) 代理人取引

財またはサービスの収益を認識するにあたり、当該財またはサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、財またはサービスの提供に対して主たる責任を有していること、当該財またはサービスが顧客に提供される前等に在庫リスクを有していることおよび当該財またはサービスの価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

通常のソリューションサービス収益に付随するハードウェア等の販売およびライセンス販売は、代理人取引に該当いたします。そのため、当該販売にかかる手数料相当部分を収益として認識しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間（5年から7年）を見積り、当該期間において均等償却を行っております。

ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度の費用として処理することとしております。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり収益認識した金額（契約資産）

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益認識した金額（契約資産） 654百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

契約資産の算出にあたっては、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の適切な見積りにあたっては、工事原価総額の見積額に対する実際発生原価の割合により測定し、それに基づき収益を認識しております。なお、原価総額の見積りの結果、将来の損失の発生が見込まれ、損失金額を合理的に見積ることができる場合には、損失見込額を工事損失引当金として計上しております。

なお、当連結会計年度末において想定できなかった事態等の発生により、将来において損失が発生する可能性があります。

(2) のれんおよび顧客関連資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | |
|--------|----------|
| のれん | 1,016百万円 |
| 顧客関連資産 | 30百万円 |

(注) のれんは、エディフィストラーニング株式会社およびタクトシステムズ株式会社に関するもの、顧客関連資産はエディフィストラーニング株式会社に関するものであります。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんおよび顧客関連資産（以下、「のれん等」という。）の評価にあたっては、原則として、企業結合において取得した対価となる財の企業結合日における時価を、被取得企業から取得した資産および引き受けた負債のうち識別可能なものにそれらの時価を基礎として配分し、残余をのれんまたは負ののれんとして計上しております。そして、のれん等の効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。

のれん等は、対象会社ごとに資産のグルーピングを行い、買収時に見込んだ事業計画に基づく営業利益および営業キャッシュ・フロー等の達成状況等を検討し、減損の兆候を把握しております。減損の兆候がある場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。

当該連結会計年度においては、のれん等について減損の兆候は識別されていません。しかしながら、将来において、減損の兆候の発生により損失が発生する可能性があります。

5. 追加情報に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、株式会社ヒューマンインタラクティブテクノロジー（以下「H I T」）の発行済株式の全てを取得して連結子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、本株式取得の実行は、本株式譲渡契約に定めるクロー징条件の充足を前提条件としておりません。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ヒューマンインタラクティブテクノロジー

事業の内容 インフラネットワークの構築、システム・アプリケーションの構築

② 企業結合を行う主な理由

当社グループは、世界的にデジタル化が加速する中、Microsoft事業などのクラウドソリューション事業・デジタルソリューション事業を軸にデジタル領域へ積極的に取り組むことで、創業以来年平均15%の成長率で持続的な成長を続け、事業を拡大しております。

H I Tは、Microsoft ソリューションを軸としたインフラ/セキュリティ環境の構築、クラウドサービスの提供に加え、A Iコンサルティングを提供している企業です。

今回の同社の連結子会社化により、当社グループの中核事業の一つである Microsoft 事業において、インフラ構築からシステム開発・運用支援・教育支援までのトータルソリューションを提供する体制が強化され、成長の加速が期待されます。また、今後の成長分野であるA Iソリューションの提供体制を強化することで、更なる企業価値の向上を実現できると判断したため、株式譲渡契約を締結いたしました。

③ 企業結合日

2025年6月30日(予定)

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥ 取得する議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 1,625百万円 |
| 取得原価 | | 1,625百万円 |

(3) 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 8百万円

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

現時点では確定していません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産および引き受ける負債の額ならびにその主な内訳

現時点では確定していません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高

| | |
|--------------------|----------|
| 顧客との契約から生じた債権 (注1) | 6,523百万円 |
| 契約資産 (注1) | 654百万円 |
| 契約負債 (注2) | 206百万円 |

(注1) 顧客との契約から生じた債権および契約資産は、連結貸借対照表のうち「受取手形及び売掛金」に含まれております。

(注2) 契約負債は、連結貸借対照表のうち流動負債の「その他」に含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,125百万円

(3) 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額
売掛金 12百万円

(4) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|---------|----------|
| 当座貸越極度額 | 1,000百万円 |
| 借入実行残高 | 200百万円 |
| 差引額 | 800百万円 |

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 32,241,600株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|-------------|-------------|
| 2024年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 366 | 11.50 | 2024年3月31日 | 2024年6月24日 |
| 2024年8月6日 取締役会 | 普通株式 | 382 | 12.00 | 2024年6月30日 | 2024年8月30日 |
| 2024年11月5日 取締役会 | 普通株式 | 382 | 12.00 | 2024年9月30日 | 2024年11月29日 |
| 2025年2月4日 取締役会 | 普通株式 | 382 | 12.00 | 2024年12月31日 | 2025年2月28日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の 原資 | 配当金の 総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------|---------------------|---------------------|------------|------------|
| 2025年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 382 | 12.00 | 2025年3月31日 | 2025年6月30日 |

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(金融商品の状況に関する事項)

余剰資金の範囲内で安全性の高い金融商品に限定して資金運用を行っており、リスクの高い投機を行わない方針であります。また、資金調達が必要となった場合には、原則として銀行借入による方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主に株式であり、上場株式については定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。買掛金の支払期日は全て1年以内であります。借入金は主に投資資金または運転資金の調達を目的にしたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(金融商品の時価等に関する事項)

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--|---------------------|-------------|-------------|
|--|---------------------|-------------|-------------|

該当事項はありません。

資産計

該当事項はありません。

負債計

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

負債

買掛金および短期借入金

買掛金および短期借入金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式および連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略し、上表(1)「投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------|----------------|---------------------|
| 投資有価証券 | 非上場株式 | 3 |
| | 投資事業有限責任組合出資持分 | 85 |

(金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項)

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

9. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年～15年と見積り、割引率は0.023%から1.758%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 資産除去債務の総額の増減

| | |
|--------------------|--------|
| 期首残高 | 321百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 52百万円 |
| 見積りの変更による増減額（△は減少） | 80百万円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △10百万円 |
| 時の経過による調整額 | 4百万円 |
| 期末残高 | 447百万円 |

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

収益認識の時期別および契約形態別に分解した金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | ソリューションサービス収益 | | | ライセンス 販売収益 | | ラーニング サービス収益 | | 合計 |
|-----------------|---------------|----------|--------|---------------|-----|-----------------|-------|--------|
| | 準委任 契約 | 請負 契約 | 小計 | 販売 契約 | 小計 | サービス 契約 | 小計 | |
| 一定期間にわたって認識する収益 | 29,958 | 2,092 | 32,051 | — | — | 1,596 | 1,596 | 33,647 |
| 一時点で認識する収益 | — | 2,344 | 2,344 | 300 | 300 | 48 | 48 | 2,693 |
| 合計 | 29,958 | 4,437 | 34,395 | 300 | 300 | 1,645 | 1,645 | 36,341 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

契約資産は、主に請負契約等によるソリューションサービスにおいて、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。契約負債は、主に、請負契約および保守サービス契約における顧客からの前受金であります。

契約資産および契約負債の残高は、「連結貸借対照表に関する注記 (1)顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高」に記載のとおりであります。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、197百万円でありま

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額およびそのうち将来認識されると見込まれる金額は以下のとおりであります。

| | |
|-----|---------------|
| 1年内 | 891百万円 |
| 1年超 | －百万円 |
| 合計 | <u>891百万円</u> |

12. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 579円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 99円12銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | (ご参考) 前期金額 | 金額 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | 12,503 | 15,521 |
| 現金及び預金 | 7,910 | 9,542 |
| 受取手形 | 23 | — |
| 売掛金 | 4,090 | 5,358 |
| 仕掛品 | 91 | 108 |
| 前払費用 | 250 | 428 |
| 未収還付法人税等 | 79 | — |
| その他 | 57 | 82 |
| 固定資産 | 7,267 | 7,896 |
| 有形固定資産 | 583 | 783 |
| 建物 | 401 | 581 |
| 車両運搬具 | 6 | 4 |
| 工具、器具及び備品 | 152 | 197 |
| 建設仮勘定 | 22 | — |
| 無形固定資産 | 203 | 952 |
| ソフトウェア | 14 | 15 |
| ソフトウェア仮勘定 | 185 | 934 |
| その他 | 2 | 3 |
| 投資その他の資産 | 6,480 | 6,160 |
| 投資有価証券 | 133 | 85 |
| 関係会社株式 | 5,078 | 4,573 |
| 出資金 | 0 | 0 |
| 長期前払費用 | 28 | 32 |
| 差入保証金 | 575 | 664 |
| 会員権 | 25 | 25 |
| 繰延税金資産 | 639 | 778 |
| その他 | 0 | 0 |
| 資産合計 | 19,771 | 23,418 |

| 科目 | (ご参考) 前期金額 | 金額 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | 3,673 | 4,837 |
| 買掛金 | 1,079 | 1,132 |
| 短期借入金 | 200 | 200 |
| 未払金 | 29 | 86 |
| 未払費用 | 565 | 774 |
| 未払法人税等 | 179 | 746 |
| 未払消費税等 | 374 | 301 |
| 前受金 | 162 | 168 |
| 資産除去債務 | 6 | — |
| 預り金 | 108 | 139 |
| 賞与引当金 | 893 | 1,241 |
| 役員賞与引当金 | 37 | 37 |
| 工事損失引当金 | 14 | 9 |
| その他 | 22 | 2 |
| 固定負債 | 261 | 379 |
| 資産除去債務 | 256 | 377 |
| その他 | 5 | 2 |
| 負債合計 | 3,935 | 5,216 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | 15,828 | 18,190 |
| 資本金 | 1,022 | 1,022 |
| 資本剰余金 | 3,648 | 3,659 |
| 資本準備金 | 271 | 271 |
| その他資本剰余金 | 3,377 | 3,388 |
| 利益剰余金 | 11,261 | 13,610 |
| 利益準備金 | 13 | 13 |
| その他利益剰余金 | 11,248 | 13,597 |
| 別途積立金 | 100 | 100 |
| 繰越利益剰余金 | 11,148 | 13,497 |
| 自己株式 | △103 | △102 |
| 評価・換算差額等 | 7 | 11 |
| その他有価証券評価差額金 | 7 | 11 |
| 純資産合計 | 15,835 | 18,201 |
| 負債純資産合計 | 19,771 | 23,418 |

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | (ご参考) 前期金額 | 金額 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 売上高 | 22,341 | 26,004 |
| 売上原価 | 17,221 | 20,278 |
| 売上総利益 | 5,119 | 5,726 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,904 | 2,523 |
| 営業利益 | 3,215 | 3,202 |
| 営業外収益 | 1,905 | 1,320 |
| 受取利息 | 0 | 0 |
| 有価証券利息 | 1 | — |
| 受取配当金 | 1,900 | 1,291 |
| 助成金収入 | — | 10 |
| 投資事業組合運用益 | — | 14 |
| その他 | 2 | 3 |
| 営業外費用 | 13 | 3 |
| 支払利息 | 2 | 1 |
| 投資事業組合運用損 | 1 | — |
| 投資有価証券償還損 | 9 | — |
| その他 | 0 | 2 |
| 経常利益 | 5,106 | 4,518 |
| 特別利益 | 0 | 188 |
| 投資有価証券売却益 | 0 | 14 |
| 抱合せ株式消滅差益 | — | 173 |
| 特別損失 | — | 3 |
| 固定資産除却損 | — | 3 |
| 税引前当期純利益 | 5,107 | 4,703 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 862 | 905 |
| 法人税等調整額 | △27 | △65 |
| 当期純利益 | 4,273 | 3,863 |

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項目 | 株 主 資 本 | | | |
|------------------------------|---------|-----------|----------|---------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,022 | 271 | 3,377 | 3,648 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 10 | 10 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | 10 | 10 |
| 当期末残高 | 1,022 | 271 | 3,388 | 3,659 |

(単位：百万円)

| 項目 | 株 主 資 本 | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
|------------------------------|---------|-----------|-------------|--------|-------------|--------|------------|
| | 利益準備金 | 利 益 剰 余 金 | | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 13 | 100 | 11,148 | 11,261 | △103 | 15,828 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,514 | △1,514 | | △1,514 | |
| 当期純利益 | | | 3,863 | 3,863 | | 3,863 | |
| 自己株式の取得 | | | | | △0 | △0 | |
| 自己株式の処分 | | | | | 1 | 12 | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | | | | | | - | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | 2,348 | 2,348 | 1 | 2,361 | |
| 当期末残高 | 13 | 100 | 13,497 | 13,610 | △102 | 18,190 | |

(単位：百万円)

| 項目 | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 7 | 7 | 15,835 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,514 |
| 当期純利益 | | | 3,863 |
| 自己株式の取得 | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | 12 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額） | 4 | 4 | 4 |
| 事業年度中の変動額合計 | 4 | 4 | 2,365 |
| 当期末残高 | 11 | 11 | 18,201 |

個別注記表

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式会社および
関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合等への
出資（金融商品取引法第
2条第2項により有価証券
とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 4～18年 |
| 車両運搬具 | 6年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

工事損失引当金 請負契約型等のプロジェクトに係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることのできる契約について、損失見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要なサービスまたは取引形態等における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点については、連結注記表(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益および費用の計上基準)に記載のとおりです。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

連結注記表「会計方針の変更に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり収益認識した金額 (契約資産)

①当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益認識した金額 (契約資産) 615百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

契約資産の算出にあたっては、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の適切な見積りにあたっては、工事原価総額の見積額に対する実際発生原価の割合により測定し、それに基づき収益を認識しております。なお、原価総額の見積りの結果、将来の損失の発生が見込まれ、損失金額を合理的に見積ることができる場合には、損失見込額を工事損失引当金として計上しております。

なお、当事業年度末において想定できなかった事態等の発生により、将来において損失が発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

| | |
|--|-----------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 964百万円 |
| (2) 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 売掛金 | 12百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務（区分表示したものを除く） 短期金銭債権 短期金銭債務 | 71百万円 105百万円 |

(4) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|---------|----------|
| 当座貸越極度額 | 1,000百万円 |
| 借入実行残高 | 200百万円 |
| 差引額 | 800百万円 |

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引および営業取引以外の取引の取引高の総額

| | |
|---------------|----------|
| 営業取引（収益） | 798百万円 |
| 営業取引（費用） | 398百万円 |
| 営業取引以外の取引（収益） | 1,290百万円 |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

| 株式の種類 | 当事業年度 期首株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度 期末株式数 |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式（株） | 356,904 | 2,594 | 6,700 | 352,798 |

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|------------|--------|
| 賞与引当金 | 380百万円 |
| 未払事業税 | 46百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 195百万円 |
| ゴルフ会員権等評価損 | 20百万円 |
| 工事損失引当金 | 2百万円 |
| 資産除去債務 | 118百万円 |
| その他 | 98百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 864百万円 |

(繰延税金負債)

| | |
|-----------------|--------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △80百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △5百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △85百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 778百万円 |

9. 収益認識に関する注記

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 570.78円銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 121.16円銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年10月16日開催の取締役会において、2025年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の連結子会社であるタクトシステムズ株式会社（以下「タクトシステムズ」）を消滅会社とする吸収合併をすることを決議し、同日付で吸収合併契約を締結いたしました。

(1) 取引の概要

① 吸収合併する相手会社の概要

名称 タクトシステムズ株式会社

事業の内容 業務アプリ・システム開発、パッケージソフト販売、技術コンサルティング

② 吸収合併を行う主な理由

タクトシステムズは、高いプロジェクトマネジメント力や品質管理力を活かし、クラウドソリューション事業およびデジタルソリューション事業を中心にデジタル領域に積極的に取り組んでまいりました。この領域では、より多くのビジネス機会が見込まれ、競争力の強化や生産性の向上が求められています。このような背景から、より一層の事業戦略の統一とシナジー効果を通じ、成長市場での事業拡大と収益力の向上を目指すため、本合併を決定いたしました。

③ 企業結合日

2025年4月1日

④ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、タクトシステムズは解散いたします。

⑤ 結合後企業の名称

コムチュア株式会社

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。なお、合併効力発生日において吸収合併消滅会社から受け入れる資産および負債の差額と、当社が所有する子会社株式の帳簿価額との差額を特別損失（抱合せ株式消滅差損）として計上する予定であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

コムチュア株式会社
取締役会 御中

2025年5月23日

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下川 高史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コムチュア株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムチュア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

コムチュア株式会社
取締役会 御中

2025年5月23日

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下川 高史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コムチュア株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針及び、監査計画並びに、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門、内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）、及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

コムチュア株式会社 監査等委員会
 監査等委員長 都 築 正 行 ㊟
 常勤監査等委員 樽 谷 宏 志 ㊟
 監査等委員 原 田 豊 ㊟
 監査等委員 木 村 尚 子 ㊟

(注) 監査等委員 都築正行、樽谷宏志、原田豊及び木村尚子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

コムチュア株式会社 株主総会会場ご案内図

日時

2025年6月27日(金)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

場所

東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎
イーストタワー9階 当社会議室

アクセス



JR山手線、埼京線、湘南新宿ライン、東京臨海高速鉄道りんかい線
電車の場合 「大崎駅」下車、新東口(南改札口)より徒歩5分



東急バス(渋41、渋43系統)
バスの場合 「大崎駅」バス停下車

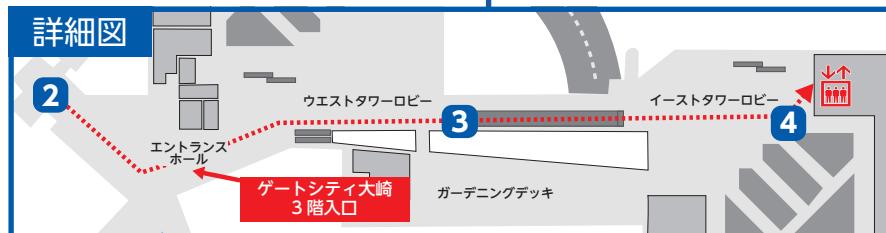


イーストタワー9Fまでは、
下記の手順でお進みください。

- 1 大崎駅南改札口を出て左手、夢さん橋方面へお進みください。
- 2 夢さん橋を渡りきり右手のビル(ゲートシティ大崎)入口よりお入りください。
※3階となります。
- 3 ウェストタワーロビーを通り抜け動く歩道でイーストタワーロビーへお進みください。
- 4 イーストタワーロビー正面のエレベーターホールからエレベーターで9Fまでお上がりください。

※受付時間が前回と異なっておりますのでお間違いのないようご注意ください。
※本株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

詳細図



コムチュア株式会社
COMTURE CORPORATION

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー9F・15F
Tel : 03-5745-9700 Fax : 03-5745-9715

UD
FONT